

電話交換設備賃貸借更新事業仕様書

1 調達概要

本仕様書は、大石田町役場（以下「甲」という。）に設置されている電話交換設備の更新について規定するものである。

2 納入場所

〒999-4112 山形県北村山郡大石田町緑町1番地 大石田町役場

3 納入期日

令和8年3月31日（火）までに据え付け調整を完了することとする。

※ 新旧切り替え及び調整については、業務に支障がないよう考慮すること。切替工事については休日及び業務終了後の夜間（深夜）等の対応を行うこと。

具体的作業方法及び期間等については甲担当者へ提案の上、対応を行うこと。

4 作業内容

（1）電話交換設備の更新

更新整備対象は以下のとおりとすること。

甲における既存電話交換設備、局線中継台、保守コンソール機器等の更新

（2）設置及び検査

- ① 既存設備の設置状況及び既設配線状況は、現況を調査し確認する事。なお、契約締結後、既存設備の設置状況及び既設配線状況を現地で確認する必要がある場合は、甲と協議の上行うこと。
- ② 電話交換機の設置、接続、機能データ入力、動作試験及び調整を行うこと。
- ③ PHS端末の運用設定、試験、調整を行うこと。
- ④ 不要となった機器を撤去すること。
- ⑤ 設置完了後は、完成図及び設置記録写真を提出すること。

＜設置条件＞

- ① 落札者は、事前に甲と十分な打ち合わせを行い、スケジュール管理に万全を期すること
- ② 塵埃等を発生させる作業は、十分な養生を行い、業務に悪影響を及ぼさないよう努めること。
- ③ その他詳細については、甲の承諾を得るものとする。

＜検査＞

- ① 調達機器の設置・調整・試験時には既存設備及び回線に影響を与えないようにすること。万が一、影響を与えた場合には、甲の指示のもと受託者（以下「乙」という。）の責任のいて速やかに復旧を行うこと。
- ② 納入後主管部署の検査を受けること。

（3）既存電話交換機、現場発成品の処理

- ① 既存電話交換機（富士通 IP-Pathfinder S 本体装置（電話内蔵型））一式、局線中継台一式、保守コンソール一式等の撤去並びに産業廃棄物処分を行うこと。

(4) その他

- ① 本調達に伴う撤去、搬入、据付、配線、配管及び運転調整については、甲と事前協議のうゑで乙において施工すること。
- ② 機器の搬出・搬入のためのルート確保、養生等は乙が実施すること。
- ③ 障害発生時において、復旧のための通報を受けてから、速やかに現場で対応できる体制であること。
- ④ 本機器の運用を円滑に実現するための技術サポート体制が整備されていること。
- ⑤ 取り扱い説明に関する導入時の教育訓練を十分に行うこと。取り扱い説明、教育訓の実施に関する日程調整や回数については、甲と協議し決定すること。
- ⑥ 導入期この日本語版の取扱説明書を1部以上備えること。また、取扱説明書をPDFファイル形式化したものも提供すること。
- ⑦ 導入された機器の動作を判断するため、乙が正常に動作することを示し、甲の承認を得たうゑで引き渡すこと。
- ⑧ リース期間満了後の再リースが可能であること。
- ⑨ その他定めのない事項については、甲と協議のうゑ、その指示に従うものとする。

5 納品物（調達物品）

<概要>

- (1) 本交換設備は、電話交換機、保守コンソール等から構成する。
- (2) 現在使用している多機能電話機、PHSで流用が可能なものは流用するものとする。
- (3) 納入する電話交換機、中継台は下記の機種とする。

電話交換機	LEGEND-V	S100L	1台
IP-中継台	PC-ATT		1台
その他必要となる機材			

6 方式

リース方式

7 賃貸借期間

令和8年2月1日 から 令和13年1月31日（予定）

※導入時期により前後する可能性あり

5年間（60ヶ月） 地方自治法第234条の3の規程による長期継続契約とする。

8 施工体制

<一般事項>

- (1) 施工は、本仕様書に示されている装置等が、すべてその機能を完全に発揮するように誠実に行うものとする。
- (2) 乙は、事前に甲と十分な打合せを行い、工程管理に努めるものとする。
- (3) 配線・機器設置・調整・切替等にあたっては、甲の業務に支障を与えないように努めること。
- (4) 塵埃等を発生させる作業は、機器に対して十分な養生を行い、機能等に悪影響を及ぼ

さないように施工するものとする。

- (5) 本工事の施工時間は、甲が定める時間帯とするが、休日作業・延長作業等が必要な場合は事前に協議し承諾を受けること。

<機器搬入>

機器搬入にあたっての運搬費や諸経費等については本仕様書に含めるものとする。また、機器搬入日時については別途協議のうえ決定する。

<据付>

- (1) 機器据付にあたっての諸経費等については本仕様書に含めるものとする。また、機器搬入日時については別途協議のうえ決定する。
- (2) 自立形の設備等は、地震時の水平・垂直移動、転倒又は落下等の事故を防止できるように耐震処置を行うものとする。

<配線>

- (1) PHSアンテナへの配線は既設流用とするが、各端末の接続確認を行うこと。
- (2) その他本仕様書に示した条件での運用を実現するために必要な配線を行うこと。

<調整>

- (1) 電話交換機主装置の調整にあたっては、既存の内線電話機の各種条件、内線電話番号計画等を十分に活用し、本仕様書を満たしかつ現状を把握した最も効率の良い設計・設定をするものとする。
- (2) 設備等の単体調整完了後、総合動作試験を行い、現地試験成績書を甲に提出するものとする。

<切替>

- (1) 旧設備から新設備に切り替える際には、事前に甲と十分な協議を行い、安全な切替に要する準備をするとともに、電話交換機機能停止時間が最小限になるよう務めること。

<撤去>

切替時に取り外した全ての配管配線・既存機器については産業廃棄物として廃棄するものとする。撤去費及び産業廃棄物処分にかかる費用については本仕様書に含めるものとする。

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、甲の指示によることとする。
- (2) 本工事の施工にあたり、甲と十分な打合せを行い入念に施工するものとする。また、設計 図書に記載する意匠、寸法等は何れも参考とし、本工事にて要望する機能を有するとともに、甲の承諾を得た機器を使用すること。
- (2) 仕様事項と相違する事項について、別の方策にて本仕様書を完全に満足させる事が可能であれば、甲に対し、変更仕様及び実施方法について詳細事項を提示し、承諾を得たうえで制作を行うものとする。
- (4) 施工に必要な配線等（電源含む）は全て本工事範囲とする。
- (5) 本工事にて流用する機器についても、修理・設定が可能な体制を確保すること。
- (6) 保守作業や障害対応を迅速にするために、乙は村山管内に主たる営業所を有するものであること。

9 保証期間

- (1) 保証期間は、引渡し日より1年間とする。保証期間中に生じた設計、施工及び構造上の欠陥、材質の不良などによる破損及び故障等は無償にてすみやかに交換、補修を行うこと。但し、誤操作や天災等の不測の事故に起因する場合はこの限りではない。
- (3) メーカーのサポート期間は導入後10年以上とすること。

10 提出物

施工後、下記の書類を甲に提出するものとする。

- (1) 完成図書
- (2) 取扱説明書
- (3) 試験成績書
- (4) 納品機器一覧
- (5) その他必要な書類

11 支払方法

受注者は、賃貸借期間において月末ごとに適法な手続きに従って支払いを請求するものとする。

12 問い合わせ先

【発注者】

〒999-4112

山形県北村山郡大石田町緑町1番地

大石田町総務課 財政グループ TEL：0237-35-2111、FAX：0237-35-2118